

東区土木センター機械警備業務仕様書

1 目的

対象施設の火災、不法侵入による器物損壊・盗難等の異常事態の予防及び早期発見をすることにより、被害を未然に若しくは被害の拡大を防止し、財産の保全を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この仕様書で使用される用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 機械警備 熱感知センサーなど、機械により警備を行うことをいう。
- (2) 人的警備 警備員など、人により警備を行うことをいう。
- (3) 警備機器等 機械警備に必要な機器、付属品及び配線などをいう。
なお、鍵の保管等に関する機器等も含むこととする。
- (4) 異常事態 火災、盗難など、委託者が不在のときにあってはならないことをいう。
- (5) 祝休日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日をいう。
- (6) 平日 祝休日以外の日をいう。

3 対象施設

- (1) 名称 札幌市東区土木センター
- (2) 所在 札幌市東区北 33 条東 18 丁目 1 番 6 号
- (3) 敷地面積 7,444.39 m²
- (4) 開庁時間（職員執務時間） 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
- (5) 竣工年月日 平成 9 年 10 月 15 日
- (6) 庁舎内の平均利用者数 職員数 39 人、一日当たりの来庁者数 50～80 人

4 警備の形態と内容

- (1) 形態 機械警備及び人的警備とする。
- (2) 内容 別紙（警備内容）のとおりとする。

5 警備対象期間及び時間

- (1) 期間 令和 7 年(2025 年)10 月 1 日午前 8 時 45 分から令和 12 年(2030 年)10 月 1 日午前 8 時 45 分までとする。
- (2) 時間 警備対象時間は、以下のとおりとする。
 - ① 祝休日 8 時 45 分から翌 8 時 45 分まで
 - ② 平日 17 時 15 分から翌 8 時 45 分まで

6 警備の開始及び終了

警備の開始は、最後の退庁者が制御盤等により機械警備の開始信号を送信したときとし、警備の終了は、最初の入庁者が制御盤等により機械警備の解除信号を送信したときとする。

7 警備計画書の提出

受託者は、警備業務の実施にあたり、業務従事者、警備機器等の内容等及び警備計画の内容等を具体的に記載した警備計画書を提出し、委託者の承認を得ることとする。

また、契約期間中に警備計画等の変更があった場合には、変更した警備計画書を速やかに提出し、委託者の承認を得ることとする。

なお、設置する警備機器等については、事前に委託者と協議を行うこと。

8 委託者の入退庁及び鍵の保管方法については、以下のとおりとする。

- (1) 委託者の最初と最後の入退庁者は、職員玄関を利用するものとする。
- (2) 職員玄関には、入退庁に必要なドアの鍵を保管するキーボックスを設置すること。
- (3) キーボックスは、ユーザーカードをカードリーダーにかざし、暗証番号を入力することで開閉されるものとする。
- (4) 職員玄関の内側ドアは入庁するときは、暗証番号を入力して一回開錠し、退庁するときはボタンスイッチにより開錠する機器を設置すること。
- (5) ユーザーカードは、50枚とする。

9 警備機器等の操作の周知

受託者は、警備計画書に基づき、委託者に対し、警備機器等の使用方法、注意事項等を周知しなければならない。

10 物品等の貸与

受託者は、警備のため必要なときは、委託者が通常管理すべき物品の貸与を受けることができるものとする。

また、物品等の貸与を受けたときは、受託者の責任において保管し、使用しなければならない。

11 業務従事者の具備条件

- (1) 業務の性質上、従事者の履歴等については、十分に留意すること。
- (2) 受託者は、従事者に、常に清潔な制服を着用させるとともに、身分証明書を常に携帯させること。

なお、制服の形態等は、事前に委託者の承認を得ることとする。

12 警備機器等の設置及び撤去

受託者は、警備機器等を契約期間中、上記3の必要な場所に設置し、契約期間終了後は、速やかに撤去することとする。

また、設置及び撤去の際は前の受託者又は次の従事者と協力し警備がとぎれることのないように工事を行わなければならない。

13 費用の負担

契約期間中に委託者若しくは受託者の都合により機器等の移設、増設及び撤去の必要が生じた場合は、警備に支障がないように工事を行うこととする。

14 警備機器等の保守管理等

- (1) 受託者は、警備機器等の正常な機能を維持するため、毎月1回は保守点検等を行うものとし、不具合を発見したときは、速やかに修理若しくは交換を行い正常な機能を回復させることとする。
- (2) 受託者の警備本部において、警備機器等の不具合を認めたときは、速やかに修理若しくは交換を行い正常な機能に回復させることとする。

15 警備機器等の保守管理等

- (1) 警備機器等の調達、設置、撤去及び移設等に関する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 警備機器等の保守管理等にかかる費用は、受託者の負担とする。
ただし、委託者の責に帰す場合の修理若しくは交換にかかる費用は、委託者の負担とする。
- (3) 警備機器等から警備本部に通報する通信等にかかる費用は、委託者の電話回線を使用する場合は、委託者の負担とする。
- (4) その他、業務遂行上必要な物品等は、すべて受託者が負担すること。

16 原状回復の義務

受託者が警備機器等の設置、修理、交換及び撤去等に係る工事に伴い対象施設等に損害を与えた場合は、現状に復さなければならない。

17 警備業務の報告と検査

受託者は、警備業務報告書等を以下のとおり提出し検査を受けなければならない。

- (1) 警備業務委託月報（様式1）・・・・・・・・・・毎月の業務終了後速やかに
- (2) 警備機器点検報告書（様式2）・・・・・・・・・・毎月の点検後速やかに
- (3) 緊急要員派遣報告書・・・・・・・・・・派遣日の翌日
- (4) 業務完了・終了届・・・・・・・・・・毎月の業務終了後速やかに

18 その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、「警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）」等の関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 札幌市環境マネジメントシステムの運用に協力すること。
- (4) この仕様に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

別紙

警 備 内 容

(機械警備)

- 1 対象物件は、以下のとおりとする。
 - (1) 土木センター庁舎
 - (2) 書庫棟（2棟）
 - (3) その他、受託者が必要とする施設。

- 2 設置する警備機器等
 - (1) 警備の開始及び終了を制御する制御盤等
 - (2) 熱感知センサー、人感センサーなどの機器類
 - (3) 威嚇警報ベル
 - (4) 電気錠
 - (5) その他、受託者が警備のために必要とする機器類

- 3 機械警備の内容
 - (1) 受託者は、機械警備にあたり受託者の施設内に警備本部を設置し、警備機器等からの通報を常に監視しなければならない。
 - (2) 警備機器等が異常事態を感知したときには、一定時間威嚇警報ベルを吹鳴することとする。
 - (3) 警備機器等及び庁舎内に設置された火災報知器等が異常事態を感知したときは、受託者が管理している警備本部に自動通報することとする。
 - (4) 警備本部が異常事態を察知したときは、遅滞なく警備員等を派遣し現状の確認を行うこととする。

(人的警備)

- 4 対象物件は、施設内のすべてとする。

- 5 人的警備は、以下のとおり巡回パトロールを行うこととし、巡回時間を同一時間帯に集中させることのないようにすること。
 - (1) 昼間巡回 祝休日の8時45分から17時15分までの間で1回以上
 - (2) 夜間巡回 毎日17時15分から翌8時45分かでの間で1回以上

- 6 人的警備の内容
 - (1) 対象物件の施錠、火気の始末等の点検を行い異常事態防止のために必要な措置をとることとする。

(2) 対象施設内の不審者、不審物等の有無の確認など異常事態の有無を確認することとする。

(警備業務の対処)

7 警備中に異常事態を確認したときは、速やかに初期処置をとるとともに、必要に応じて警察、消防等関係機関への通報及び委託者への連絡を行うこととする。

8 上記により、通報及び連絡を行ったときには、関係機関及び委託者の指示等に従い適切な措置を講じることとする。

様式1

警備業務委託月報

年 月 日

(年 月分)

警備場所: 札幌市東区土木センター

日付	警 備 状 況		
	曜日	異常の有無	備 考
1		有・無	
2		有・無	
3		有・無	
4		有・無	
5		有・無	
6		有・無	
7		有・無	
8		有・無	
9		有・無	
10		有・無	
11		有・無	
12		有・無	
13		有・無	
14		有・無	
15		有・無	
16		有・無	
17		有・無	
18		有・無	
19		有・無	
20		有・無	
21		有・無	
22		有・無	
23		有・無	
24		有・無	
25		有・無	
26		有・無	
27		有・無	
28		有・無	
29		有・無	
30		有・無	
31		有・無	

様式2

警備機器点検報告書

点検日時	年 月 日 AM PM				
点検場所	札幌市東区土木センター				
所在地	札幌市東区北33条東18丁目				
機械警備業務管理者					
点検項目	記号	点検項目	記号		
AC電源		パッシブセンサーの汚れ			
通報試験		室内レイアウトの変更			
発報テスト					
点検記号	異常なし:レ	交換:E	修理:△	不良:×	清掃:C
点検実施者					
備考					

上記のとおり報告します。

受託者名

印